

○藤枝市スポーツ大会出場奨励金交付要綱

平成21年4月1日

告示第144号

(趣旨)

第1条 市長は、市民のスポーツに対する意識を高揚し、スポーツの振興を図るため、(国際的又は全国的な規模で開催される)スポーツ大会に出場する団体及び個人に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則(平成17年藤枝市規則第2号)及びこの要綱の定めるところによる。

(交付対象大会)

第2条 奨励金交付の対象となるスポーツ大会は、次に掲げるものをいう。

(1) 県予選会、選考会又は大会主催団体の推薦などの選抜手続を経る次に掲げる全国規模の大会(以下「全国大会」という。)

ア 国民スポーツ大会

イ 文部科学省が主催する選手権大会

ウ 公益財団法人日本スポーツ協会加盟の中央競技団体又は準加盟団体(以下「加盟団体」という。)が主催する選手権大会

エ 全国中・高等学校体育連盟が主催する選手権大会(藤枝市からこの要綱以外の規定に基づく補助金等の交付の対象となるものを除く。)

オ 全国高等学校野球連盟が主催する選手権大会

(2) 前号に規定する全国大会又は加盟団体の推薦の選抜手続を経る次に掲げる国際規模の大会(以下「国際大会」という。)

ア オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会又はデフリンピック競技大会

イ 世界選手権大会(ジュニア大会を含む。)

ウ アジア大会(ジュニア大会を含む。)

(3) その他特に市長が必要と認めた全国大会及び国際大会(対象者)

(対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、次のいずれかの要件に該当するものとする。ただし、当該出場に際して藤枝市から他の補助金等の交付を受けている者、他の地方公共団体から同様の趣旨による奨励金等の交付を受けている者又はプロ契約若しくはスポンサー契約をしている者は、交付の対象者としな

- (1) 当該大会の開催要項に基づき登録した選手で市内に住所を有する個人(次号の団体の構成員であって、当該団体がこの要綱の規定に基づく奨励金の交付の対象となっているものを除く。)
- (2) 市内にある学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)に所属する団体及びNPO法人藤枝市スポーツ協会に加盟する団体
- (3) その他特に市長が必要と認めたもの  
(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、次のとおりとする。

区分	奨励金の額	
	個人	団体
国際大会	50,000円	当該大会の開催要項に基づき登録した選手数に50,000円を乗じて得た額
全国大会	5,000円	当該大会の開催要項に基づき登録した選手数に5,000円を乗じて得た額。ただし、50,000円を限度とする。

- 2 第2条第3号の規定により奨励金を交付するときの額は、前項に掲げる額の範囲で市長が別に定める。
- 3 当該年度内における同一大会での交付については、1者につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該全国大会又は国際大会の終了後1か月以内に、スポーツ大会出場奨励金交付申請書兼大会結果報告書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 予選会の要項及び結果又は推薦書
- (2) 全国大会又は国際大会の要項及び大会結果が確認できる書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類等の審査を行い適当と認めたときは、奨励金の交付を決定し、スポーツ大会出場奨励金交付決定通知書兼確定通知書(第2号様式)により当該申請者に通知する。

- 2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、申請書が提出された日の属

する月の翌月末日までに当該奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第7条 市長は、奨励金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行し、改正後の藤枝市スポーツ大会出場奨励金要綱は、同日以後に開催されるスポーツ大会について適用し、同日前に開催されたスポーツ大会については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日告示第127-1号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日告示第125-22号)

この告示は、令和7年4月1日から施行し、改正後の藤枝市スポーツ大会出場奨励金要綱は、同日以後に開催されるスポーツ大会について適用し、同日前に開催されたスポーツ大会については、なお従前の例による。

附 則 (令和8年4月1日告示第63号)

この告示は、令和8年4月1日から施行し、改正後の藤枝市スポーツ大会出場奨励金要綱は、同日以後に開催されるスポーツ大会について適用し、同日前に開催されたスポーツ大会については、なお従前の例による。